ประกาศ กกท.ที่ 9/2558 การแก้ไขเพิ่มเติมนโยบายส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาอุตสาหกรรมในพื้นที่จังหวัดชายแดน ภาคใต้

(非公式訳) 10 สิงหาคม พ.ศ 2558

(非公式訳) 投資委員会布告 第 9/2558 号

件名:南部国境における産業開発の投資促進政策の改定

投資委員会布告第 3/2557 号日付 2014 年 12 月 13 日件名:南部国境における産業開発の投資促進政策および投資委員会布告第 2/2557 号日付 2014 年 12 月 3 日件名:投資奨励政策および基準に引き続き、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は南部国境における投資促進政策を以下の通り改定する。

第1項 投資委員会布告第 3/2557 号日付 2014 年 12 月 13 日における恩典を以下の通り改定する。

- 1.1輸出向けの原材料および必要資材の輸入関税を5年間免除する。
- 1.2国内向けの原材料および必要資材の輸入関税を5年間90%減免する。
- 1.3 投資委員会の定めた基準に基づき、南部国境のすべての奨励地域において外国人未熟連労働の使用を許可する。

第2項 南部国境における業種の基準および条件を以下の通りとする。

類1 農業及び農産物

業種	条件
1.5.2 家畜または水棲動物(エビを除く)の	常時養殖内の適切な空気を保つために換気
養殖	システムのある閉鎖的養殖場、自動給水シ
	ステム、伝染病防止システム、数量測定セ
	ンサーの使用など先進技術を使用しなけれ
	ばならない。
1.6 屠殺	動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷
	蔵室、温度冷却システム、肉質検査、異物
	検査等の高度な製造プロセスを持たなけれ
	ばならない。
1.8 野菜、果物、花の選別、包装、保存	種子用色彩選別機、果物のハエの卵を殺す
	蒸熱処理、種子コーティング等の先進技術
	を使用しなければならない。
1.17 食品、飲料、食品調合品(Food	1. 混合や希釈するだけのプロジェクトを
Additives)の製造、又は食品添加物(Food	奨励しない。
Ingredients)の製造又は保存(アルコール	2. 発酵があるプロジェクトは、研究で立証
飲料を除く)	された酵母を使用しなければならない。

ประกาศ กกท.ที่ 9/2558 การแก้ไขเพิ่มเติมนโยบายส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาอุตสาหกรรมในพื้นที่จังหวัดชายแดน ภาคใต้

(非公式訳) 10 สิงหาคม พ.ศ 2558

## 3類 軽工業

業種	条件
3.1.1 天然繊維又は人口繊維の製造	リサイクル繊維の製造は国内の廃棄物の みを使用しなければならない。
3.1.2 糸又は布の製造	
3.1.4 衣類、衣類付属品、及び家庭用繊維製	
品の製造事業	
3.3 皮革又は人口皮革から製品の製造	
3.6家具及び部品の製造	
3.11 医療器具・機器及び部品の製造	

## 類4 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件
4.4汎用エンジン又は部品の製造	
4.12 オートバイの製造(シリンダーが 248cc. 未満のものを除く)	1. 車体の溶接プロセスを持ち、吹付塗装工程がなければならない。 2. 製造や部品利用の計画を投資委員会に提出し、承認されなければならない。

## 類5 電子・電気機械産業

業種	条件
5.1 電気製品の製造	
5.2.3 電気機器用コンプレッサー又はモーターの製造	

# 類6 化学工業、紙及びプラスチック

業種	条件
6.7.1 多層プラスチック包装材(Multilayer	プラスチック2層以上を一体化させなけ
Plastics Packaging)の製造	ればならない。

ประกาศ กกท.ที่ 9/2558 การแก้ไขเพิ่มเติมนโยบายส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาอุตสาหกรรมในพื้นที่จังหวัดชายแดน ภาคใต้

(非公式訳) 10 สิงหาคม พ.ศ 2558

# 類7 サービス、公共事業

業種	条件
業種 7.4.2 近代的システムによる国際物流センター(IDC)	条件  1. 投資金額(土地代と運転資金を除く) が1億バーツ以上なければならない。 2. 近代的なコンピューターにより管理されるもの物流センターでなければならない。 3. 以下の追加条件を定める。 3. 1 投資金額(土地代および運転資金を除き)が1億バーツ以上でなければならない。 い。 3. 2 最低1カ国以上外国に対し物流を行
	わなければならない。

2015年7月10日より有効とする。 布告日2014年8月10日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー) 投資委員会委員長